

令和 8 年度会計年度任用職員募集案内

会計年度任用職員登録制度は、地方公務員法第 22 条の 2 の規定に基づく会計年度任用職員として勤務することを希望する方に事前に登録していただく制度です。面接等を行い登録された方の中から任用を決定します。

会計年度任用職員は業務の必要に応じて雇用されることになるため、定期的雇用や登録後すぐの任用があるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

申込は持参または郵送にてお願いします。

【以降に掲げる任用条件のほか、共通するもの】

地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない者

＜欠格条項＞・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・岡垣町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎受付時間

9 時 0 0 分～17 時 0 0 分（12 時～13 時を除く）

※持参の場合、土日祝日は除く。

1. 募集職種及び登録要件

No.	募集職種	登録要件	所管
1	一般事務	性別・年齢不問 パソコン操作を含む一般事務ができる人	企画政策室
2	保健師 助産師 管理栄養士 栄養士	性別・年齢不問 左記のいずれかの資格がある人	子育てあんしん課 健康づくり課
3	保育士	性別・年齢不問 保育士の資格がある人	子育てあんしん課 こども未来課 (中部保育所)
4	子育て支援員	性別・年齢不問 子育て支援員研修を修了した人	こども未来課 (中部保育所)
5	調理員	性別・年齢不問	こども未来課 (中部保育所)

2. 勤務時間及び報酬等

No.	募集職種	勤務時間	時間額
1	一般事務	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の間で町が指定する時間 ※主に平日。業務によって土日の場合があります。	1,135 円
2	保健師 助産師 管理栄養士 栄養士	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の間で町が指定する時間 ※主に平日。業務によって土日の場合があります。 ※概ね 1 日 4 時間程度。業務内容により異なります。	1,520 円
3	保育士	【子育てあんしん課】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の間で町が指定する時間 ※主に平日。業務によって土日の場合があります。 ※概ね 1 日 4 時間程度。業務内容により異なります。 【中部保育所】 ①月～土曜日の午前 7 時～午後 7 時の間で町が指定する時間 ※最長で 1 日 7.75 時間以内（要相談） ②月～金曜日の午前 9 時～午後 5 時 30 分	1,256 円
4	子育て支援員	月～土曜日の午前 7 時～午後 7 時の間で町が指定する時間 ※概ね 1 日 3 時間程度（要相談）。	1,256 円
5	調理員	月～土曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の間で町が指定する時間 ※土曜日は 4 時間程度。	1,135 円

※時間額は関係条例等の改正により変更となる場合があります。

※ 1 日の勤務が 7 時間 45 分の場合は、別途規則に基づく日給での支給となります。

3. 勤務条件等

(1) 勤務場所

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 上記No. 1 | 岡垣町役場内（業務により町内の施設での勤務の場合あり） |
| No. 2 | 岡垣町内の施設等 |
| No. 3 | 岡垣町内の施設等または岡垣町立中部保育所 |
| No. 4～5 | 岡垣町立中部保育所 |

(2) 任用期間

令和9年3月31日までの範囲内で、職種や業務内容により異なります。

(3) 勤務時間

パートタイム勤務：1日につき7時間45分を超えず、1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲で決定（概要は上記に記載）

(4) 給与等

基本給のほか、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当等を実績に基づいて支給します。
なお、通勤手当は片道2km以上の場合、期末手当は任用期間が6か月以上かつ1週間の平均勤務時間が15時間30分以上の場合のみ支給します。
前述の報酬等は、給与改定に伴う条例改正により変動する場合があります。

(5) 週休日

原則として日曜日及び土曜日が週休日となりますが、職種や業務内容により異なります。

(6) 休日

国民の祝日に関する法律で規定する日及び12月29日から翌年1月3日までは休日とします。ただし、職種や業務内容によっては勤務を命じられることもあります。

(7) 休暇

関係条例及び規則の定めに従い、年次有給休暇、特別休暇を付与します。

(8) 各種保険の適用

任用期間等に応じて、健康保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険に加入します。

(9) その他

地方公務員法に定める以下の規定が適用されます。

- ・サービスの根本基準（第30条）

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力で職務に専念しなければならない。

- ・サービスの宣誓（第31条）

サービスの宣誓をしなければならない。

- ・法令及び上司の命令に従う義務（第32条）

職務遂行にあたって、法令等各種規定に従うとともに、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。

- ・信用失墜行為の禁止（第33条）
その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- ・秘密を守る義務（第34条）
職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。任用後においても同様。
- ・職務に専念する義務（第35条）
勤務時間中、全力を挙げて職務に専念しなければならない。
- ・政治的行為の制限（第36条）
公の選挙において投票するように勧誘運動を行うなどの政治的行為をしてはならない。
- ・争議行為等の禁止（第37条）
ストライキ、その他の争議行為又は町の期間の活動能率を低下させる怠業行為をしてはならない。
- ・営利企業等の従事制限〔兼業の禁止〕（第38条）
任命権者の許可を受けずに私企業を営むことや報酬を得て本来の業務以外の仕事をしてはならない（パートタイムの会計年度任用職員は除く）。

4. 受付期間

- ・ 平日の9時00分から17時00分（12時～13時を除く）の時間で随時受付を行います。
- ・ 申込書を企画政策室に提出してください。
- ・ 会計年度任用職員の登録申込みが初めての人は面接を行います。現在、会計年度任用職員として登録済の人は、面接が免除となります。

5. 提出するもの

- (1) 令和8年度会計年度任用職員登録申込書（必ず写真を貼付して下さい）
 - (2) 資格証の写し（保育士、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士のみ）
子育て支援研修の修了証（子育て支援員のみ）
- ※会計年度任用職員登録申込書は、岡垣町役場（総合案内・企画政策室）にあります。岡垣町公式ホームページからもダウンロードできます。

6. 雇用される期間

今回の募集で登録された方は、令和9年3月31日までの期間において、業務の必要に応じて会計年度任用職員として勤務することとなります。登録後、すぐに雇用ということではありません。また、常時雇用があるわけではありませんのであらかじめご了承ください。

7. 登録から任用まで

- ① 登録申込書を提出
- ② 受付 ⇒ 面接（※初めて登録申込書を提出する方のみ）⇒ 登録
- ③ 業務の発生 ⇒ 登録者の中から業務内容等を考慮して面接結果及び書類で選考
- ④ 役場（企画政策室又は担当課）から登録者へ連絡 ⇒ 任用

※過去に登録がある場合でも前年度に登録がない場合は面接を行います。

8. 提出先及び問い合わせ

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間 1 丁目 1 番 1 号

岡垣町役場 企画政策室 人事秘書係（役場新館 2 階）

T E L 093-282-1211（内線：213） F A X 093-282-4000